

改正	平成15年8月11日	平成18年10月1日
	平成22年4月1日	平成23年4月1日
	平成26年4月1日	平成27年4月1日
	平成31年4月1日	令和3年4月1日

（趣旨）

第1条 この要綱は、職員が、自らの意思により降任を申し出る機会を与え、これを尊重することにより職員本人の健康の保持や適材適所の人事行政の推進を図るため、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、降任とは、職員自らの意思による申し出に基づき、任命権者がその職員を現に有する役職より下位の役職に任命することをいう。

（対象職員）

第3条 降任を希望できる職員は、八王子市職員の給与に関する条例（昭和26年八王子市条例第21号）第3条に規定する給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が3級から5級まで及び同条に規定する給料表(2)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が3級のものとする。

（降任後の役職）

第4条 次の各号に掲げる者の降任後の役職は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 部長職 課長職
- (2) 課長職 課長補佐職
- (3) 課長補佐職 主査職（生活環境主査から主査への職種替を経て課長補佐に昇任した者で生活環境主査への降任を希望するものにあつては、生活環境主査）
- (4) 主査職 主任職（業務主任又は業務副主査から主査に昇任した者にあつては、業務主任）
- (5) 生活環境主査職 生活環境主任職（業務主任から生活環境主査に昇任した者にあつては、業務主任）

（降任の申出）

第5条 降任を希望する職員は、「降任希望申出書」（様式第1号）により、降任を希望する理由を付して、所属長を通じて任命権者に申し出るものとする。

（条件の提示）

第6条 任命権者は、降任を希望する職員があつた場合、その職員に対し、降任後の給与及び身分等の条件を提示しなければならない。

（降任の承認）

第7条 任命権者は、前条の規定に基づき提示した条件を、「承諾書」（様式第2号）の提出により承諾した職員に対し、市長と協議のうえ、降任の適否について判定し、適当と認めるときは、降任を承認するものとする。この場合、市長及び任命権者は職員の希望を最大限尊重するものとする。

（降任の時期）

第8条 任命権者は、降任を承認したときは、すみやかにその職員を降任させるものとする。

（降任後の給料格付）

第9条 降任後の給料格付は、その職員が、降任後の役職に以前に在職していたときから昇任せずにそのまま引き続き在職したものとみなしたうえで、かつ、他の職員との均衡及びその職員の従前の勤務成績を考慮して、「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」（平成11年八王子市規則第16号）を適用した場合に受けることとなる号給とする。

（降任後の昇任昇格）

第10条 降任した職員が再昇任を希望する場合は、「再昇任希望申出書」（様式第3号）を所属長を通じて提出することにより昇任選考の対象となることができる。

2 前項の申し出があつた場合、降任の理由となった状況の変化や勤務実績、健康状態等を面接により判断し、昇任昇格の対象者となることができるものとする。ただし、降任した日の属する会計年度の翌年度から3年を超えた後に再昇任を希望する場合は、通常の昇任選考手続によるものとする。

(その他)

第11条 前条までの規定にかかわらず、この要綱により難いと認められる場合は、市長は、別段の定めをすることができる。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

降 任 希 望 申 出 書

年 月 日

殿

所属 _____

職名 _____

氏名 _____

私は、次の理由により降任を希望しますので申し出ます。

所属長確認欄	
部 長	課 長

承 諾 書

年 月 日

殿

所属 _____

職名 _____

氏名 _____

私は、降任を希望するにあたり、今後の勤務条件の説明を受け、以下の条件を承諾します。

降任後の給料について	給料格付 級 号 円
降任後の再昇任について	降任を希望した理由が消滅した場合、再昇任希望申出書（様式第3号）を任命権者に提出することにより、降任した日の属する会計年度の翌年度から再び昇任の対象者となることができる。
再昇任時の選考試験の免除について	再昇任の対象者となった場合、降任した日の属する会計年度の翌年度から3年間に限り昇任選考試験を免除する。この場合、昇任の判定は面接及び勤務評定により行う。

再昇任希望申出書

年 月 日

殿

所属 _____

職名 _____

氏名 _____

私は、次の理由により再昇任を希望しますので申し出ます。

所属長確認欄	
部長	課長